

議第79号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和28年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年三島市条例第 号）第2条第2項に規定する基本報酬）」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士